

定 款



株式會社 電業社機械製作所

株式会社 電業社機械製作所 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は株式会社電業社機械製作所と称する。
英文ではDMW CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 風水力機械の製造、販売
2. 廃水处理装置および廃棄物処理装置の製造、販売
3. 配電盤・電気計装制御装置および電気通信制御装置の製造、販売
4. 海水淡水化用エネルギー回収装置の製造、販売
5. 前各号に関連する各設備の計画、設計、監理ならびに据付工事
6. しゅんせつ工事に関連する機器の製造、販売ならびにしゅんせつ工事
7. 不動産の賃貸、管理
8. 必要に応じ当社が助成する他の事業に対する投資または融資
9. 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は19,107,600株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集および招集権者)

第11条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当り、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の決議事項)

第17条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある事項のほか、当会社の株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更、存続および廃止について定めることができる。

当会社の株式等の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。

2 当会社は、当会社の株式等の大規模買付行為に関する対応策に定める手続きに従い、新株予約権の無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(解任)

第20条 取締役は、いつでも株主総会の決議によって解任することができる。

2 取締役（監査等委員であるものを除く。）の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役および顧問)

第27条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問若干名を置くことができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- 2 前項の金銭には利息をつけない。

附則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

第84回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。

(2022年6月29日 改正)